

一般財団法人金森公顕彰会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人金森公顕彰会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、高山市の都市形成の祖である金森長近公の遺徳をたたえ、顕彰気風の高揚をはかるとともに、金森氏に関する歴史の研究、関係資料の収集と保存、公開、展覧などを通じ、高山市の歴史文化が将来にわたって向上発展し、地域の人びとが歴史、文化を正しく理解し深めることに寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)岐阜県史跡「高山城跡」等の環境整備に関すること
- (2)金森長近公銅像の護持に関すること
- (3)金森氏及びこれに関連する郷土史資料の収集、研究、記録作成、公開、講座開催などに関すること
- (4)金森氏及びこれに関連する郷土史学習活動の推進と、郷土史研究家の顕彰、支援など、啓発活動に関すること

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、別表第一のとおりとする。

(基本財産)

第6条 別表第一の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることでできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員に対して、1日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、「一般法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第14条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第15条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、その評議員会において選任された議事録署名者が記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上7名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法の代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長は、理事会において理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

(解任)

第26条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。た

だし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第38条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第39条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規

定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は、蓑谷穆 とし、副理事長は、住吉人 とし、常任理事は 三木一弘 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
洲岬孝雄 戸澤幸夫 川上幸夫

別表第一 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	4,000,000 円

- 5 この定款の変更は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。
- 6 下記の内容についての定款の変更は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。
別表第一 基本財産（第 6 条関係）
定期預金 18,000,000 を 10,000,000 に変更する。
- 7 下記の内容についての定款の変更は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。
別表第一 基本財産（第 6 条関係）
定期預金 10,000,000 円を 4,000,000 円に変更する。

参考

*上記第 35 条に関する法律

〈一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〉 第 95 条第 3 項

理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならないものを当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあつては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。